

改正案

現行

（加入の申込みに係る書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第一条 船主相互保険組合（以下「組合」という。）に加入しようとする者は、船主相互保険組合法（以下「法」という。）第十四条第四項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該組合の発起人に対し、その用いる電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第三条において同じ。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を受けなければならない。

2) 前項の規定による承諾を得た組合に加入しようとする者は、当該組合の発起人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該組合の発起人に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該組合の発起人が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（創立総会等について準用する会社法の規定の読替え）

第一条 法第十五条第七項の規定において創立総会について法第三十二条第六項の規定を準用する場合における同項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十条第六項及び第七項の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十条第六項	電磁的方法	電磁的方法（同法第十四条第四項に規定する電磁的方法をいう。）
第二百十条第七項	電磁的記録	電磁的記録（同法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）
営業時間	事業時間	

2) 法第十五条第七項の規定において創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて会社法第八百三十六条第一項（監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

（新設）

（新設）

第八百三十六条第一項（監査役に係る部分を除く。）	株主又は設立時株主	組合員
取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	理事又は清算人	

（代理権を証する書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承諾等）

第三条 法第三十三条第一項の規定により議決権を行使する代理人は、同条第五項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該組合に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を受けなければならない。

2 前項の規定による承諾を得た代理人は、当該組合から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該組合に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該組合が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（代理人による代理権の行使について準用する会社法の規定の読替え）

第四条 法第三十三条第六項の規定において代理人による代理権の行使について会社法第三百十條第六項及び第七項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百十條第六項	電磁的方法	電磁的方法（同法第十四條第四項に規定する電磁的方法をいう。）
	電磁的記録	電磁的記録（同法第十三條第二項に規定する電磁的記録をいう。）
第三百十條第七項	営業時間	事業時間

1 （総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五条 法第三十四條の規定において総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについ

（新設）

（新設）

（新設）

（会社法第八百三十六条第一項（監査役に係る部分を除く。）の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。）

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十六条第一項（監査役に係る部分を除く。）	株主又は設立時株主	組員
	取締役、監査役、執行役若しくは清算人であるとき、又は当該設立時株主が設立時取締役若しくは設立時監査役	理事又は清算人

（定款又は組員名簿について準用する法の規定の読替え）

第六条 法第三十八条第二項の規定において定款又は組員名簿について法第三十二条の二第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三条の二第四項各号	第一項	第三十八条第一項

（参事について準用する会社法の規定の読替え）

第七条 法第三十九条第二項の規定において参事について会社法第十二条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十二条第一項第三号	会社又は商人（会社を除く。）	組合又は商人
第十二条第一項第四号	第二十四条において同じ。）	組合の理事若しくは業務を執行する者又は他の会社の取締役、執行役若しくは
	会社の取締役、執行役又は	

（役員等について準用する会社法の規定の読替え）

第八条 法第四十条の規定において役員について会社法第三百六十一条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

（新設）

（新設）

（新設）

第二百六十一条	取締役	役員（船主相互保険組合法第三十五条第一項に規定する役員をいう。）
---------	-----	----------------------------------

2 法第四十条の規定において監事について会社法第三百八十九条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十九條第四項第一号	電磁的記録を	電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）を

（新設）

（組合の計算について準用する保険業法の規定の読替え）
 第九條 法第四十四条の八の規定において組合の計算について保険業法（平成七年法律第百五号）第一百六条第三項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える保険業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百六条第三項	前二項	第一項

（新設）

（組合の清算について準用する会社法等の規定の読替え）
 第十條 法第四十八條第一項の規定において組合の清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十九條第一項	前条第二項から第四項までの規定により裁判所	船主相互保険組合法第四十六条第二項の規定により内閣総理大臣
第四百八十三條第四項	代表取締役	組合を代表する理事
第四百九十四條第一項	電磁的記録	電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）
第四百九十四條第三項	貸借対照表を	財産目録及び貸借対照表を
	貸借対照表及びその附属明細書	財産目録及び貸借対照表並びにこれらの附属明細書

第四百九十五条第一項	監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）	清算をする組合
第四百九十六条第一項	営業時間	事業時間
第四百九十六条第二項第三号	電磁的記録を	電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）を
第四百九十六条第二項第四号	電磁的方法	電磁的方法（船主相互保険組合法第十四条第四項に規定する電磁的方法をいう。）
第四百九十七条第一項第一号	監査役設置会社（清算人会設置会社を除く。）	清算をする組合
第四百九十八条	及びその附属明細書	並びにこれらの附属明細書
第五百条第二項	裁判所	内閣総理大臣
21	法第四十八条第一項の規定において組合の清算について保険業法第七十六条及び第七十七条第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える保険業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十六条	株主総会等	総会（船主相互保険組合法第十三条第三項第十号に規定する総会をいう。）
	電磁的記録で	電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下この条において同じ。）を
	電磁的記録の	電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）の
第七十七条第一項	第七十五条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第四百七十一条第三号若し	船主相互保険組合法第四十五条第一項第一号又は第五号

	<p>くは第六号（解散の事由） （第百五十二条第二項において準用する場合を含む。）に掲げる事由又は第百五十二条第三項第一号</p>	
--	---	--

（清算人について準用する法等の規定の読替え）

第十一条 法第四十八条第一項の規定において清算人について法第二十五条の三第四項及び第二十八条の二第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十五条の三第四項	組員長、副組員長	清算組員長、清算副組員長
第二十八条の二第四項第一号	組員外理事	組員外清算人
	組員等と	組員等又は内閣府令で定める業務を執行する理事と
第二十八条の二第四項第二号	組員外理事又は監事	組員外清算人

2) 法第四十八条第二項の規定において清算人について会社法第三百八十九条第四項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十九条第四項第一号	電磁的記録を	電磁的記録（船主相互保険組合法第十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。）を

（定款の変更、事業停止及び強制管理の命令等）

第十一条 金融庁長官は、法第五十一条又は第五十二条の規定による命令又は処分をしようとするときは、法第四十九条の規定により徴取した組合の業務及び財産の状況に関する報告若しくは資料又は法第五十条第一項の規定による検査に基づき、その理由を記載した書面をもつてしなければならない。

（業務及び財産の管理の命令があつた場合について準用する保険業法の規定の読替え）

第十三条 法第五十二条第一項の規定において業務及び財産の管理の命令があつた場合について保険業

（新設）

（定款の変更、事業停止及び強制管理の命令等）

第一条 金融庁長官は、船主相互保険組合法（以下「法」という。）第五十一条又は第五十二条の規定による命令又は処分をしようとするときは、法第四十九条の規定により徴取した船主相互保険組合（以下「組合」という。）の業務及び財産の状況に関する報告若しくは資料又は法第五十条第一項の規定による検査に基づき、その理由を記載した書面をもつてしなければならない。

（新設）

法第二百四十二條第一項及び第二百四十四條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える保険業法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百四十二條第一項	前条第一項	船主相互保険組合法第五十二條第一項
第二百四十四條第一項	<p>会社法第八百二十八條第一項及び第二項（会社の組織に関する行為の無効の訴え）（第三十條の十五、第五十七條第六項、第六十條の二第五項及び第七十二條において準用する場合を含む。）並びに第八百三十一條第一項（株主總會の決議の取消しの訴え）（第四十一條第二項及び第四十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定並びに第八十四條の二第二項及び第九十六條の十六第一項</p> <p>取締役及び執行役</p>	<p>同法第十五條第七項及び第三十四條において準用する会社法第八百三十一條第一項（株主總會等の決議の取消しの訴え）</p> <p>理事又は清算人</p>
第二百四十四條第一項	本店又は主たる事務所	主たる事務所

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第十四條 法第五十四條第一項に規定する政令で定めるものは、法第十七條第一項の規定による設立の認可及び法第五十三條の規定による法第十七條第一項の設立の認可の取消しとする。

（財務局長等への権限の委任）

第十五條 金融庁長官は、法第五十四條第一項の規定により委任された権限のうち次に掲げるものを、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長に委任することができる。）

一（三）（略）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第一條 法第五十四條第一項に規定する政令で定めるものは、法第十七條第一項の規定による設立の認可及び法第五十三條の規定による法第十七條第一項の設立の認可の取消しとする。

（財務局長等への権限の委任）

第三條 金融庁長官は、法第五十四條第一項の規定により委任された権限のうち次に掲げるものを、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長に委任することができる。）

一（三）（略）

四 法第三十五条第二項ただし書の規定による役員
の選任又は解任の届出の受理
五〇八 (略)

九 法第四十五条の六第二項ただし書の規定による役員
の選任の認可
十 法第四十八条第一項において準用する保険業法第百七十四
条第八項の規定による届出の受理
十一〇十三 (略)

2 (略)

(組合が電子公告をする場合について準用する会社法の規定の読替)

第十六条 法第五十五条第三項の規定において組合が電子公
告により法の規定による公告をする場合に
ついて会社法第九百四十条第三項、第九百四十一条、第九
百四十六条第三項及び第四項、第九百五十一
条第二項並びに第九百五十五条第二項の規定を準用する
場合におけるこれらの規定に係る技術的読替
えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定 第九百四十条第二項第一号	読み替えられる字句 会社が	読み替える字句 組合(船主相互保険組合法第 二条第一項に規定する組合を いう。以下この条及び次条に おいて同じ。)が
	会社に	組合に
第九百四十条第三項第三号及 び第九百四十一条	会社	組合
第九百四十六条第三項	商号	名称
第九百四十六条第四項、第九 百五十一条第二項及び第九 百五十五条第二項	調査委託者	組合

四 法第三十五条第二項ただし書の規定による役員
の選任又は解任の届出の受理
五〇八 (略)

九 法第四十五条の四第二項ただし書の規定による役員
の選任の認可
十 法第四十八条第一項において準用する保険業法第百七十四
条第五項の規定による届出の受理
十一〇十三 (略)

2 (略)

(新設)